

2026もてぎカートレース

2025 MOTEGI

KART RACE

特別規則書 SUPPLEMENTARY REGULATIONS



[FS-125/X30 2025 Series Champion]
Ryutaro SAKAI



[Senior MAX 2025 Series Champion]
Ryutaro SAKAI



[Max Masters 2025 Series Champion]
Masato WATANABE



[Max Lights 2025 Series Champion]
Asuka MUROI



[Junior MAX 2025 Series Champion]
Mikoto SHIBAZAKI



[YAMAHA Super SS 2025 Series Champion]
Ryo TAKADA



[YAMAHA SS 2025 Series Champion]
Takeshi OKOSHI



[YAMAHA Cadets Open 2025 Series Champion]
Louis ABE

Round 1▶ **3. 8 sun.** (申込期間 2.1 sun. ~ 2.15 sun. / 遅延申込期間 2.16 mon. ~ 2.22 sun.)

Round 2▶ **5. 3 sun.** (申込期間 3.29 sun. ~ 4.12 sun. / 遅延申込期間 4.13 mon. ~ 4.19 sun.)

Round 3▶ **7.19 sun.** (申込期間 6.14 sun. ~ 6.28 sun. / 遅延申込期間 6.29 mon. ~ 7.5 sun.)

Round 4▶ **9.19 sat.
9.20 sun.** (申込期間 8.16 sun. ~ 8.30 sun. / 遅延申込期間 8.31 mon. ~ 9.6 sun.)

Round 5▶ **10.11 sun.** (申込期間 9.6 sun. ~ 9.20 sun. / 遅延申込期間 9.21 mon. ~ 9.27 sun.)

Round 6▶ **12.13 sun.** (申込期間 11.8 sun. ~ 11.22 sun. / 遅延申込期間 11.23 mon. ~ 11.29 sun.)

・休業日のご案内

2022年4月1日より毎週火曜日をモータースポーツ課休業日とさせていただいております。

< 2026年 主な規則変更・追加 >

- ・火気の取り扱いについて追記しました。

詳細は3ページのレースに参加するにあたっての遵守事項をご確認ください。

- ・年間エントリーの参加料金を変更しました。

詳細は第12条2)をご確認ください。

- ・公式練習時に使用できるタイヤについて追記しました。

詳細は第49条をご確認ください。

- ・FS-125/X30の車両規定について追記しました。

詳細は第59条をご確認ください。

- ・FS-125Junior/X30Jrの車両規定について追記しました。

詳細は第60条をご確認ください。

- ・MAX Mastersの最低重量について追記しました。

詳細は第61条をご確認ください。

2025年からの変更・訂正・追記の内容については、太字・下線で表記しています

2026 もてぎカートレース

特別規則書 目次

レースに参加するにあたっての遵守事項	3
レース映像使用ガイドライン	4
第1章 総則	
第1条 競技会の名称	5
第2条 競技種目	5
第3条 競技会の格式	5
第4条 開催場所	5
第5条 オーガナイザーの名称と住所	5
第6条 大会組織委員会および審査委員会	5
第7条 大会競技役員	5
第8条 開催日程・種目	6,7
第2章 参加申込	
第9条 参加定員	8
第10条 参加資格	8
第11条 参加申込受付期間	9
第12条 参加料金	9
第13条 もてぎ・鈴鹿(MS)共済会	10
第14条 参加受理と参加拒否、参加料金の返金規定	10
第3章 競技に関する規則	
第15条 車両検査	10
第16条 自動計測装置(トランスポンダー)装着	11
第17条 カメラ搭載	11
第18条 ブリーフィング	11
第19条 ダミーグリッド	12
第20条 公式練習	12
第21条 タイムトライアル	12
第22条 レースの方法	12
第23条 予選・決勝ヒート最大グリッド数	12
第24条 予選ヒート	12
第25条 決勝ヒート	13
第26条 スタート	13
第27条 信号旗	15
第28条 給油	15
第29条 レース終了	15
第30条 レースの中止とニュートラリゼーション（中立化）	15
第31条 完走	16
第32条 順位の決定	16
第33条 車両保管および再車両検査	16
第34条 ピットクルーおよびパドック	16
第35条 審判員	16

第4章 抗議に関する事項	
第 36 条 抗議	17
第5章 成績および賞典に関する事項	
第 37 条 成績決定および賞典	17
第 38 条 シリーズ賞	18
第6章 広告に関する事項	
第 39 条 広告	18
第7章 ペナルティに関する事項	
第 40 条 ペナルティ	19
第8章 その他の一般事項	
第 41 条 オーガナイザーの権限	19
第 42 条 大会の延期および中止	20
第 43 条 公式通知の発行	20
第 44 条 特別規則ブルテンの発行	20
第 45 条 本規則の解釈	20
第 46 条 負傷時の医務室受診義務	21
 技術規定	
第1章 共通規定	
第 47 条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録	21
第 48 条 カート	22
第 49 条 タイヤ	22
第 50 条 最低重量	22
第 51 条 競技ナンバー	22
第 52 条 インレットサイレンサー(吸気消音器)	23
第 53 条 フロントパネル	23
第 54 条 サイドボックス	23
第 55 条 フロントフェアリング	23
第 56 条 リアバンパー	23
第 57 条 発信機	23
第 58 条 ブラグ	23
第2章 クラス別規定	
第 59 条 FS-125/X30	23
第 60 条 FS-125Junior/X30Jr	24
第 61 条 MAX Masters、MAX Lights、Senior MAX、Junior MAX、Mini Max	25
第 62 条 YAMAHA スーパーSS、YAMAHA SS、YAMAHA カデットオープン	26
もてぎ・鈴鹿共済会 会員の皆さまへ	27
北ショートコース コース図	表3
2026年 MCoM スカラシップ対象について	背表紙

レースに参加するにあたっての遵守事項

1. 暴力行為・妨害行為・威圧行為について

万が一、暴力行為・妨害行為・威圧行為が発生した場合、大会主催者および大会組織委員会は、断固たる態度でこれに臨みます。また、これらの行為が著しい場合、警察機関への通達を持って問題の解決にあたる場合もございます。

「スポーツマン」である大会参加者の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

※本項はSNS上での行為にも適用されます。

2. パドックエリアの移動について

自転車並びにエンジン・モーター付2輪車両等の使用は安全上の理由により禁止する。

3. 火気の取り扱いについて

1) ピット・パドックは火気厳禁とする。タバコは指定された場所で喫煙すること。

(違反行為が確認された場合は、該当するエントラントまたはチームの次戦以降のエントリーを受け付けない場合がある。)

2) ガソリンの貯蔵・容器についての遵守事項

① ガソリン容器は、危険物の貯蔵に相応しく、消防法により認可された容器に限定する。

② 消防法に基づき、テント内に持ち込み可能なガソリンは最大で40L未満とする。

③ 容器は必ず密栓し、直射日光を避け、発電機などの電源から最低4m以上離れた位置に保管すること。

3) 整備・給油作業の遵守事項

① 各チーム最低1本以上の消火器の持参必須とする。

○ 推奨する消火器の種類とサイズ: ABC粉末タイプ (内容量3.0kg)

② 車両や発電機への給油の際は、ガソリンの漏れや流出を防ぐ対策を施すとともに、周囲への漏れが確認された場合は、吸着マット等で速やかに拭き取り処理をすること。

③ 引火による事故を防ぐために、車両や発電機等への給油作業の間は発電機やその他の電気機器の電源を切ること。

4. 不要部品・廃油・ごみの処理について

場内で処理できるごみは、燃えるもの(紙、ビニール)、カン、BIN、ペットボトル、廃油、砂利、金属となり、指定のごみ箱に分別して入れること。

※ガソリン(混合ガソリン含む)、廃タイヤは持ち帰ること

5. エンジン暖機・エンジン始動チェックについて

競技車両のピット・パドックでのエンジン暖機は禁止とし、始動チェックのみ可能とする。

ただし、MAX Masters、MAX Lights、Senior MAX、Junior MAX、Mini MAXについては、各走行セッションにおいて技術委員からスタート前チェックを受けた後、進行委員の合図により1分間のエンジン暖機をすることができる。

6. 車両の駐車について

パドックの空きスペースおよび、駐車エリアの場所取り行為は禁止する。場所取り行為が確認された場合、その場所に置かれていた物は排除する事がある。排除した物については、ホンダモビリティランド株式会社では一切の責任を負わないものとする。

7. ペットの持ち込みについて

大会期間中ならびにスポーツ走行において、盲導犬、介助犬を除きペットの持ち込みはご遠慮ください。

レース映像使用ガイドライン

モビリティリゾートもてぎ、ならびに鈴鹿サーキットでは、映像著作権や肖像権の観点から、レース映像（車載カメラ映像等）を動画共有サイトやSNSへアップロードすることを禁止させていただいておりました。

しかしながら、レースに関わる皆様により多くの楽しみをご提供する環境を整えるため、新たに『レース映像使用ガイドライン』を設定いたしました。

皆様によりレースを楽しんでいただくため、適切な映像利用にご協力をお願いいたします。

1. レース映像の対象

車載カメラ映像およびピット・パドックで撮影した映像

2. 利用範囲

個人アカウントでの動画共有サイトおよびSNS動画掲載

3. 禁止事項

- 1) 企業・団体アカウントでの動画共有サイトおよびSNS動画掲載 ※下記「4. 注意事項 4」参照
- 2) 廣告宣伝活動等 ※下記「4. 注意事項 4」参照
- 3) レース競技判定等
- 4) 他の競技者や競技役員、レース関係者を批判する言動・行為

4. 注意事項

- 1) 第三者のプライバシーに十分な配慮をすること
- 2) 動画掲載により生じた、あらゆる問題は当事者間で解決すること
- 3) 車載カメラの取り付け方法等はレース規則に準ずること
※特別規則 第17条参照

- 4) 企業・団体アカウントでの動画掲載や廣告宣伝活動を行う場合は、有償（用途により料金は異なります）にてご使用いただけます。モビリティリゾートもてぎ・鈴鹿サーキットホームページ内お問合せページにて申請すること
- 5) 本ガイドラインは、予告なく変更・改訂させていただく場合がございます

公示

本大会は一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則／JAF国内カート競技規則およびその付則、2026年(以下「当該年」という)JAF国内カート競技車両規則、日本カート選手権規定、2026年全日本／ジュニアカート選手権統一規則、2026年地方カート選手権FS-125/X30適用車両規定、2026年ジュニア選手権ジュニア部門FS-125Junior/X30Jr適用車両規定、ROTAX MAX Challenge Technical Regulations2026、FESTIKA Circuit Group ORGANIZE Series 2026 Penalty Catalog、2026年SLカートミーティング競技・車両規則および本大会特別規則書に従って開催される。

第1章 総則

第1条 競技会の名称

2026 もてぎ カートレース

2026年地方カート選手権 もてぎシリーズ

2026年ジュニアカート選手権もてぎシリーズ

第2条 競技種目

第1種競技車両およびリブレ車両によるスプリントレース

第3条 競技会の格式

1)準 国 内 : FS-125/X30

FS-125Junior/X30Jr

2)クローズド: MAX Masters

MAX Lights

Senior MAX

Junior MAX

Mini MAX

YAMAHA スーパーSS

YAMAHA SS

YAMAHA カデットオープン

第4条 開催場所

モビリティリゾートもてぎ 北ショートコース(982m)

第5条 オーガナイザーの名称と住所

1)オーガナイザーの名称

ホンダモビリティランド株式会社

2)オーガナイザーの住所

〒321-3597

栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1

TEL 0285-64-0200

FAX 0285-64-0209

第6条 大会組織委員会および審査委員会

大会公式プログラムおよび公式通知に示される。

第7条 大会競技役員

大会公式プログラムおよび公式通知に示される。

第8条 開催日程・種目

■ 2026年 もてぎカートレースシリーズ日程・カテゴリー表

日程	レース クラス 格式 区分	全日本/ジュニアカート選手権					
		GPR OK	GPR Junior	GPR カデット	GPR 併催	FS-125/X30	FP-3
					Shifter		
3月8日	もてぎカートレース第1戦	OK	FS-125	FP-Jr カデット	Shifter	FS-125/X30	FP-3
4月18日 19日	AUTOBACS GPR KARTING SERIES 2026 全日本カート選手権 OK部門 第1戦・第2戦 ジュニアカート選手権 ジュニア/ジュニアカデット部門 第1戦・第2戦 Rok Cup JAPAN Shifter 第1戦・第2戦	●	●	●	●		
5月3日	もてぎカートレース第2戦						
6月27日 28日	AUTOBACS GPR KARTING SERIES 2026 全日本カート選手権 OK部門 第7戦・第8戦 ジュニアカート選手権 ジュニア/ジュニアカデット部門 第7戦・第8戦 Rok Cup JAPAN Shifter 第7戦・第8戦	●	●	●	●		
7月19日	もてぎカートレース第3戦						
9月19日 20日	全日本カート選手権 FS-125/X30部門/ FP-3部門 ジュニアカート選手権 FP-Jrカデット部門 もてぎカートレース第4戦					●	●
10月11日	もてぎカートレース第5戦						
12月13日	もてぎカートレース第6戦						
戦数		2	2	2	2	1	1

参加台数と日照時間により、開催期間を2日間とする場合がある。発表はエントリー締め切り後に、公式通知にて示される。

●印はもてぎシリーズポイント対象外

※年間平均台数が10台に満たなかったクラスは、翌年に開催しない場合がある。

	もてぎカートレースシリーズ									
FP-Jrカデット	地方選手権	ジュニア選手権	ROTAX MOJO MAX CHALLENGE					SL カートミーティング		
	FS-125/X30	FS-125Junior/ X30Jr	Shenior MAX	MAX Masters	MAX Lights	Junior MAX	Mini MAX	YAMAHA スーパーSS	YAMAHA SS	YAMAHA カデットオープン
	準国内	潤国内	クローズド	クローズド	クローズド	クローズド	クローズド	クローズド	クローズド	クローズド
FP-Jrカデット	FS-125	FS-125	FS-125	リブレ	リブレ	FS-125	Mini MAX	FP-3	FP-3	FP-Jr カデット
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
●		○			○		○			
	○		○	○	○	○		○	○	○
	○		○	○	○	○		○	○	
1	5	4	5	5	5	5	4	5	5	4

第2章 参加申込

第9条 参加定員

- 1) 参加受付台数は各クラスとも最大51台までとし、これを超えた場合は大会事務局にて抽選とする。参加申込に対する抗議は一切受け付けない。
- 2) 各クラス参加申込締切時点で、参加台数が4台未満、SLカートミーティングは3台未満の場合は当該クラスを不成立とする。
不成立となった場合、参加料は全額返金される。
また、2クラスの合計が28台未満の場合、混走とする場合がある。

第10条 参加資格

- 1) エントラント
2026年度に有効なJAFエントラントライセンス所持者であること
(クローズド格式クラスはJAFエントラントライセンス所持者、またはMCoM/SMSC会員とする)
- 2) ドライバー
クラスごとに必要なライセンス区分および年齢制限は以下のとおりとする。

クラス	ライセンスおよび会員区分	年齢
FS-125/X30	JAFカート国内B以上 またはJAFカート国内ジュニアB以上	当該年13歳以上
FS-125Junior/X30Jr	JAFカート国内ジュニアB以上 またはJAFカート国際G	当該年 11歳以上15歳未満
MAX Masters	JAFカート国内B以上 またはMCoM/SMSC会員	当該年25歳以上
MAX Lights	JAFカート国内B以上 またはMCoM/SMSC会員	当該年15歳以上
Senior MAX	JAFカート国内B以上 またはJAFカート国内ジュニアB以上 またはMCoM/SMSC会員	当該年14歳以上
Junior MAX	JAFカート国内B以上 またはJAFカート国内ジュニアB以上 またはMCoM/SMSC会員	2026年度 小学5年生～17歳
Mini MAX	JAFカート国内ジュニアB以上 またはJAFカート国際G またはSL会員カデットB以上 またはMCoM/SMSC会員	2026年度 小学3年生～中学2年生
YAMAHA スーパーSS	SL会員B以上	当該年30歳以上
YAMAHA SS	SL会員B以上	2026年度 小学6年生以上
YAMAHA カデットオープン	SL会員カデット またはSL会員B以上	2026年度 小学2年生以上

※**2026**ROTAX MAX FESTIVAL開催後のRMCシリーズについては、各クラスの参加年齢は**2027**年に参加年齢・学年に達する選手も参加可能とする。

※年齢の当該年とは**2026**年12月31日までにその年齢に達することを意味する。

- 3) ピットクルー: ドライバー1名につき2名までとする。
 ※登録できるピットクルーの年齢は満16歳以上とする。
- 4) SLカードミーティング参加の際にはSLO安全協会(スポーツ安全保険)への加入が必要となる。
 参加の際は有効な「SLO会員証」(WEB上表示を含む)および「SLO安全協力会加入証」のほか、「2026年SLメンバーズブック」を所持すること。

第11条 参加申込受付期間

1) 受付期間

	開催日	申込開始日	申込締切日	遅延申込締切日
第1戦	3月8日(日)	2月1日(日)	2月15日(日)	2月22日(日)
第2戦	5月3日(日)	3月29日(日)	4月12日(日)	4月19日(日)
第3戦	7月19日(日)	6月14日(日)	6月28日(日)	7月5日(日)
第4戦	9月19日(土)、20日(日)	8月16日(日)	8月30日(日)	9月6日(日)
第5戦	10月11日(日)	9月6日(日)	9月20日(日)	9月27日(日)
第6戦	12月13日(日)	11月8日(日)	11月22日(日)	11月29日(日)
年間エントリー		2月1日(日)	2月22日(日)	

2) エントリー方法

WEBエントリーとする。

- モビリティリゾートもてぎ もてぎカートレース ホームページ
https://www.mr-motegi.jp/j-kart_m/

3) 未成年のドライバーは、誓約書・承諾書に親権者または保護者の署名と実印での捺印、およびその印鑑登録証明書(3ヶ月以内に取得したもの)を必要とする。
 上記の書類を選手受付時までに完全に提出できないものは、いかなる理由があろうと競技に参加することはできない。

第12条 参加料金

参加料金は次のとおりとする。

1) スポットエントリー(全クラス)

	エントリー料
MCoM/SMSC 会員	16,000円(税込)
非会員	21,000円(税込)

※エントリーをされた方でエントリー料を大会参加受付までに精算手続きがお済みでない方はエントリー料に1,000円(税込)を追加した料金を貰い受ける。

※遅延申込期間に参加申込を行った場合は、上記料金に加え遅延手数料6,600円(税込)を必要とする。

※非会員は別途MS暫定共済会会費が必要(第13条参照)。

2) 年間エントリー

5戦開催クラス	75,000円(税込)
4戦開催クラス	60,000円(税込)

ドライバーがMCoM/SMSC会員の場合に限り、年間エントリーを受け付ける。

料金は上記のとおり。※年間エントリー申込者にはいかなる場合も返金しない。

【年間エントリー特典】

- ①スポットエントリー料金から1戦あたり1,000円を差し引いた料金でのエントリー。
- ②年間固定競技ナンバーが与えられる。ただし、1番は前年の同クラスシリーズランキング1位の選手のみ使用することができる。
- ③各戦毎に車両通行証が1枚追加で進呈される(各戦の参加受理書に同封)。

3) ピットクルー登録料は1名につき下記のとおりとする。

MCoM/SMSC会員・非会員共通1,000円/名(税込)

※非会員は別途MS暫定共済会会費が必要(第13条参照)。

第13条 もてぎ・鈴鹿(MS)共済会

- 1) モビリティリゾートもてぎにおいてスポーツ走行、および競技に参加するドライバーおよびピットクルーは、もてぎ・鈴鹿(MS)共済会に加入しなければならない。
- 2) MS共済会は年間加入または暫定加入とする。
 - ① 年間加入はMCoM/SMSC会員として登録され所定の共済会費を納めた者とする。
<走行会員…10,000円・ピットクルー…4,000円>
 - ② 暫定加入は当該大会（特別スポーツ走行、練習走行、予選、決勝）のみ有効とする。
<走行会員…3,000円・ピットクルー…500円>

第14条 参加受理と参加拒否、参加料金の返金規定

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返金される。振込で返金する場合は、事務手数料2,200円(税込)を差し引いた額を返金する。
- 3) 参加を取り消す申込者に対する参加料金返金規定
 - ① 参加申込期間(遅延申込期間も含む)内に参加を取り消した場合・・・事務手数料1,100円(税込)を差し引いた額を返金
 - ② 参加申込期間(遅延申込期間も含む)終了後～参加受理書(年間エントリー)の場合は第1戦の参加受理書)発送前までに参加を取り消した場合・・・参加料金の50%を返金
 - ③ 参加受理書(年間エントリー)の場合は第1戦の参加受理書)発送後に参加を取り消した場合・・・返金なし
※ ドライバーおよびピットクルーのMS共済会に暫定加入申請した場合は、その暫定共済会会費については全額返金する。
※返金は指定口座への振込で行う。

第3章 競技に関する規則

第15条 車両検査

- 1) 「JAF国内カート競技規則」に基づき、車両検査が行われる。
ドライバーは公式車検に立ち会わなければならず、その際服装に関しても「JAF国内カート競技規則」において、技術委員の検査を受けなければならない。規則に不適合な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- 2) 公式車検の日時および場所は公式通知にて知らされる。
- 3) 各走行セッションのスタート前の待機場所(グリッド)への入場前に、走行前車検が行われる。
- 4) 「JAF国内カート競技規則」に基づき計量が行われる。その際、車検場への工具の持込は一切禁止する。
(エアゲージも含む)
- 5) 各走行セッション終了時には「JAF国内カート競技車両規則」に定める必備の部品が備わっているものとする。

第16条 自動計測装置（トランスポンダー）装着

- 1) 参加者は出走時に自動計測装置（トランスポンダー）を車両に取り付けなければならない。取付を拒否した場合は、当該車両およびドライバーは出走を認められない。
- 2) 主催者が用意する貸出用自動計測装置を使用する場合、レンタル料として3,000円（税込）を別途徴収する。自動計測装置の配布は、選手受付時に行い、返却については各レース終了後1時間以内とする。
万一破損・紛失した場合、1個につき**77,000円**（税込）が主催者より請求される。
また、参加者は、主催者が用意する自動計測装置の代わりに、自身で所有するMYLAPS社(旧 AMB 社)製自動計測装置(通称マイポンダー)を使用することができる。ただし使用する際は以下の項目を遵守すること。
 - ① 参加申込み時にマイポンダーのトランスポンダー番号、レンタル利用なしの申請を行うこと。
 - ② 計時委員長が判断し、競技長により指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置を付け替えること。

第17条 カメラ搭載

競技車両にカメラを搭載する場合は、公式車検時に技術委員にカメラ搭載許可申請書を提出し、公式車検において取付状態の確認を受けること。

※カメラ搭載許可申請書の提出は公式車検時のみ受け付ける。

ただし、下記1)～5)の内容を誓約・承諾できる者のみがカメラ搭載を許可される。

- 1) ドライバーのヘルメットなど装備品に、ウエアラブルカメラを取り付けないこと。
- 2) 下記取付方法に従い、競技車両に確実にカメラを取り付け、公式車検において技術委員から取付状態の確認を受けること。技術委員から取り付け方の修正を指示された場合はその指示に従うこと。万一、修正指示に従えない場合は、競技車両からカメラを取り外すこと。

カメラ取付方法

- ① GoPro等の形状のカメラの場合、防水カバーにタイラップ等を巻き、カバーをマウントしているステーと車体間をワイヤリングし、脱落を防止すること。
- ② カメラにストラップ穴がある場合カメラのストラップ穴と車体間をワイヤリングし、脱落を防止すること。
- ③ 上記①・②に該当しないカメラの場合ガムテープ等でカメラ本体と車体間を確実に固定し、脱落を防止すること。
- 3)撮影した映像・音声を下記①～④の内容で使用しないこと。
 - ①個人の私的利用の範囲を超える、営利目的の使用
 - ②広告宣伝活動等
 - ③レース競技判定等
 - ④他の競技者や技術役員、レース関係者を批判する言動や行為
- ※動画共有サイト(YouTube等)やSNS(Facebook等)へ掲載する際は、上記①～④に該当しない内容であることをご確認いただくとともに、第三者のプライバシーにご配慮いただき、問題が生じた際は当事者間での解決をお願いします。
- 4)車両回収および車両撤去時において、万一、車載カメラが破損または紛失した際も、その当事者や主催者には一切の損害賠償責任を負わない。
- 5)上記1)～4)の内容に違反した場合は、ペナルティ等に従うこと。
- 6)走行中にカメラが脱落した場合、ペナルティを課す場合がある。

第18条 プリーフィング

参加全ドライバーは、プリーフィングの出席確認書にドライバー直筆の署名を行い、プリーフィングに出席しなければならない。

第19条 ダミーグリッド

各走行セッションのスタート前の待機場所としてダミーグリッドを設ける。

1) ダミーグリッドは7~16番ピット前のコンクリート上とする。

2) ダミーグリッドへの工具の持ち込みはエアゲージのみ可能とする。

また、ダミーグリッド上でエアゲージを使用する場合は、エアチェックおよびエアを抜く作業のみ可能とする。

第20条 公式練習

1) 「JAF国内カート競技規則」に基づき公式練習を行う。

ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。

2) 当該クラスの出走台数が34台を超えた場合はグループ分けを行う。

グループ分けについては第21条タイムトライアル2)で決められたグループに従うものとする。

第21条 タイムトライアル

全クラスとも参加する全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、次ヒートは最後尾スタートとなる。タイムトライアルは以下のいずれかの方法で行う。

1) 1周のウォーミングアップ後、1周の計測を行う。同タイムの場合は先に出走した者を上位とする。出走順はブリーフィングにて通達される。

2) 最低5分間のタイムアタック時間を設け、その時間内でのタイム順により決定される。ただし、ファーストタイムが同タイムの場合はセカンドタイムを採用する。

当該クラスの出走台数が34台を超えた場合は、①・②の2グループに分け、①グループ、②グループの順に行う。

各選手どちらのグループに属するかは、選手受付時に抽選にて決定する。グリッドはグループに関わらずタイム順に決定する。

天候の急変等により、一方のグループのトップタイムが他方グループのトップタイムの101%を超えた場合は、最速タイムを記録したグループをIN側、もう一方のグループをOUT側とし、各グループの順位はタイム順により決定される。

3) その他の方で行う場合は公式通知にて発表する。

第22条 レースの方法

各クラスは予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝の結果により最終順位を決定する。

出走台数が34台を超えた場合、タイムトライアルの結果、グループ分け(4組)を行い、総当たり予選を行う。

第23条 予選・決勝ヒート最大グリッド数

34台

第24条 予選ヒート

1) 予選ヒートのグリッドポジションはタイムトライアルの結果による。

2) 出走台数が34台を超えた場合は、予選ヒートをグループ分け(4組)を行い、総当たりにて予選を行う。

3) グループはタイムトライアル順に、1位A、2位B、3位C、4位D、5位A、6位B、7位C、8位Dと順に最下位までグループを分ける。

ただし、最大グリッド数34台を超えたクラスが2クラス以上になった場合は3グループ分けとし、1位A、2位B、3位C、4位A、5位B、6位Cと順に最下位までグループ分けを行う。

・4グループ分けの場合

【総当たりヒート1】

A×B AグループIN側、BグループOUT側

【総当たりヒート2】

C×D CグループIN側、DグループOUT側

【総当たりヒート3】

A×C AグループIN側、CグループOUT側

【総当たりヒート4】

B×D BグループIN側、DグループOUT側

【総当たりヒート5】

A×D AグループIN側、DグループOUT側

【総当たりヒート6】

B×C BグループIN側、CグループOUT側

・3グループ分けの場合

【総当たりヒート1】

A×B AグループIN側、BグループOUT側

【総当たりヒート2】

B×C BグループIN側、CグループOUT側

【総当たりヒート3】

C×A CグループIN側、AグループOUT側

4) 総当たり戦の各クラスには予選ヒート成績にポイントが与えられる。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位
1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点
10位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位
10点	11点	12点	13点	14点	15点	16点	17点	18点
19位	20位	21位	22位	23位	24位	25位	26位	27位
19点	20点	21点	22点	23点	24点	25点	26点	27点
28位	29位	30位	31位	32位	33位	34位	—	—
28点	29点	30点	31点	32点	33点	34点	—	—

このポイントはグループ分けを行う為のものである。

5) 成績順位でポイントを集計し、よりポイントが少ない上位34台が決勝に進む。同ポイントの場合、タイムトライアルの順位を採用する。

6) 予選ヒートの周回数は次のとおりとする。

準 国 内 格 式 ク ラ ス : 10周

FS-125Junior/X30Jrクラス : 16周

クローズド格式クラス : 10周

総 当 り ヒ ー ト : 8周

第25条 決勝ヒート

1) 予選を出走通過したドライバーのみで行う。

2) グリッドは予選ヒートの結果順による2列のカートからなる。

グループ分けを行った場合は、第24条2)、3)、4)、5)が適用される。

3) 決勝ヒートの周回数は次のとおりとする。

準国内格式クラス : 18周

クローズド格式クラス : 15周

第26条 スタート

1) ローリングスタート(パンサーツアーを除く全クラス)

①スタート手順

(1)スタートの合図はスタートシグナル(メインストレート上の信号機)によって行われる。

(2)スタート合図がされる前にフォーメーションラップを行う。フォーメーションラップの周回数は基本的には1周とするが、変更する場合はブリーフィングの際に競技長から伝達する。

(3) フォーメーションラップ開始後、スタートシグナルにレッドライトが点灯される。
フォーメーションラップ中は2列縦隊で低速走行し、スタートラインへ向かう。
スタートラインの25m手前に引かれたイエローラインを越えるまでは加速してはならない。

(4) 競技長は隊列が整いイエローライン前で加速していないと判断し、さらに先頭車両がイエローラインを過ぎ、スタートラインまでの25m間で最初に加速したと判断した場合、スタートシグナルのレッドライトを消灯してスタートの合図を行。隊列が整わないなどの理由により、フォーメーションラップをさらにもう1周行う場合は、スタートシグナルのレッドライトは消灯されず点灯を続ける。また、レッドライトが消灯されたものの何らかの理由によりスタート手順をやり直すべきと競技長が判断した場合、第3コーナー手前の監視ポストにてミススタート旗が提示され、さらにもう1周のフォーメーションラップを行う。

(5) スタート後、先頭車両が1周するまでにスタートラインを越えない車両はそのヒートに出走できない。

② フォーメーションラップ中の遵守事項

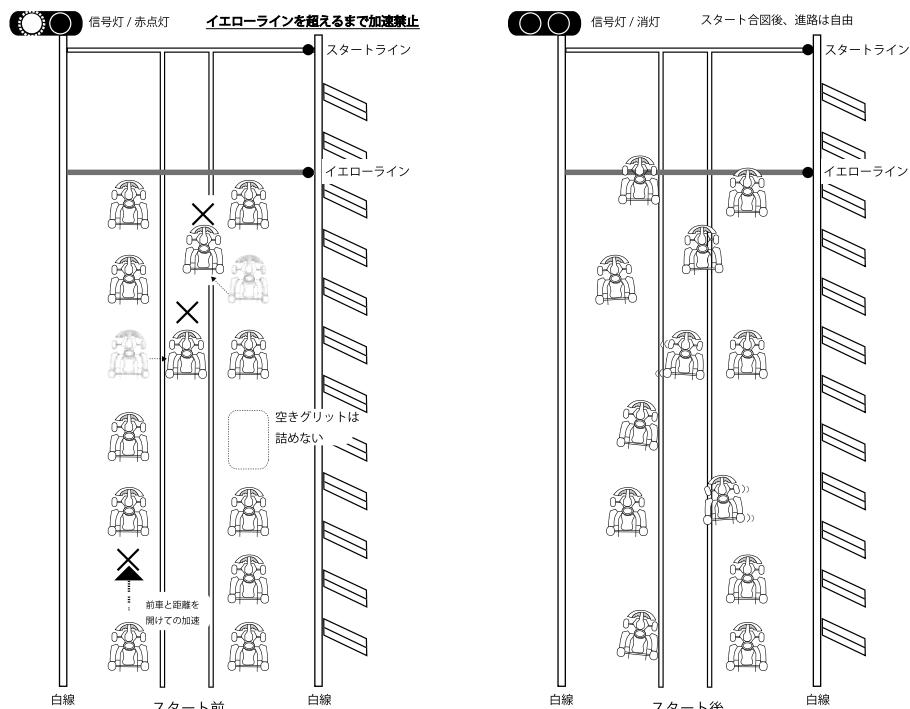
(1) グリッドボションの変更や追い越しをしてはならず、スタートライン手前に引かれたホワイトラインから半車身以内の所を走行しなければならない。また、ホワイトラインを踏んだり跨いではならない。

(2) 停止・再スタートしたドライバー、周回遅れのドライバーは隊列の最後尾つかなけばならない。また、隊列から大きく遅れたと判断され、白地に赤色の×印の表示が出されたドライバーも最後尾につかなければならぬ。(ミススタートとなつた場合も解除されない)

(3) 先頭車両が自分を追い越していくだろうと予想して隊列の前から自分のグリッドに戻ってはならない。戻った場合には、ドライバーに黒旗が振られ失格となる。

(4) ポジションに再度つくためのショートカットは禁止する。

(5) 第10コーナー手前のコース両サイドに設置されたパイロンとパイロンを直線で結んだレッドラインからスタートラインまでは追い越し禁止とする。



第27条 信号旗

「JAF国内カート競技規則」に従う。

第28条 給油

各レース中の給油は禁止とする。

第29条 レース終了

- 1) 決勝ヒート着順1位のドライバーがフィニッシュライン通過後2分以内に車両が同ラインを通過したドライバーに対してチェックカーフラッグが振られる。
- 2) 車両を押してチェックカーフラッグを受けることは認められない。

第30条 レースの中止とニュートラリゼーション（中立化）

- 1) 「JAF国内カート競技規則」に従う。
- 2) 赤旗中断の場合、競技長の指示があるまでピットクルーはグリッドへの介入および車両の整備を行ってはならない。
- 3) ピットロードで作業中の車両に対しても、上記2)が適用されグリッド上に戻れない車両については、ピットスタートとなり最後尾につくものとする。
- 4) グリッドでの燃料の補給は禁止される。
- 5) 予選ヒートまたは決勝ヒートのニュートラリゼーション(中立化)
 - ① 競技長は予選ヒートまたは決勝ヒートのニュートラリゼーションを決定することができる。この手順は、コース上に妨害があった場合、またはドライバーやオフィシャルに緊急の健康被害があり、予選ヒートや決勝ヒートを止める判断をするには至らない状況においてのみ用いられる。
 - ② 予選ヒートまたは決勝ヒートのニュートラリゼーションの指示が出されたら、全ての監視ポストで単独の黄旗が振られ、「SLOWボード」(黄色地に黒で「SLOW」と書かれたボード)が掲げられ、ニュートラリゼーションが完了するまで維持される。
 - ③ 全ての競技車両は先頭の車両の後ろに一列縦隊を形成しなければならず、追越しは厳禁とされる。追越しは、深刻な問題により車両が減速する場合にのみ認められる。
 - ④ ニュートラリゼーションラップの間、先頭の車両は適切な速度にてベースをコントロールし、その他の全ての車両は隊列の間隔をできるだけ詰めて保たなければならない。
 - ⑤ 車両はニュートラリゼーションの間に修理エリアに入ることができるが、マーシャルによる許可が出た時のみコースに復帰できる。コースに復帰した車両は、先頭車両に続く車両の隊列の最後尾につくまで適切な速度で走行しなければならない。
 - ⑥ 競技長がニュートラリゼーションの終了を決定する時、「SLOWボード」は維持され、黄旗は静止で掲示される。これが、次にスタートラインを超えたたらレースが再開されることをドライバーに知らせるサインとなる。
 - ⑦ この時、先頭の車両は適切な速度で走行を続ける。オフィシャルは、スタートライン上で緑旗の振動掲示することによりレースの再開を合図する。予選ヒートまたは決勝ヒートのニュートラリゼーションが終了し、車両がスタートラインを超えるまで、追越しは禁止されたままである。スタートラインに接近した時、オフィシャルにより緑旗が振られていたら、ドライバーはスタートラインに先立つイエローラインを越えて初めて加速することができる。監視ポストの黄旗と「SLOWボード」は下げられ代わりに緑旗が振られる。これらは最大で1周の間掲示される。
 - ⑧ ニュートラリゼーションの間に成立した全てのラップはレースラップとしてカウントされる。

- ⑨ニュートラリゼーションの間にレースが終了した場合、車両は通常どおりチェックカーフラッグを受ける。追越しは、深刻な問題によりカートが減速する場合のみ認められる。
- ⑩ニュートラリゼーションの運用の詳細については公式通知にて示す。

第31条 完走

チェックカーフラッグに関係なく、規定周回数の1/2以上を完了していること。

第32条 順位の決定

- 1) レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。
 - ①チェックカーを受けた完走者
 - (規定周回数1/2以上を完了し、チェックカーを受けたドライバー)
 - ②チェックカーを受けなかった完走者
 - (規定周回数1/2以上は走行したが、チェックカーを受けなかったドライバー)
 - ③不完走者
 - (チェックカーに関わらず、規定周回数の1/2以上を走行していないドライバー/D.N.F)
 - ④未出走者(D.N.S)
 - ⑤失格者
- 2) 同周回数の場合はその周回を先に完了した(フィニッシュラインを先に通過した)ドライバーを優先する。

第33条 車両保管および再車両検査

- 1) 決勝ヒート終了後、所定の場所にて車両保管および再車両検査を行う。
- 2) 車両保管の時間は決勝ヒート終了後30分以上とする。保管中は技術委員の指示があるまでは、保管カートに一切触れてはならない。
- 3) 技術委員の許可がない限り、工具を車両保管場に持ち込むことは禁止される。
- 4) 車両保管解除後、参加者は速やかに車両を引き上げなければならない。
- 5) 技術委員長はスタートした全ての車両に対して検査を行う権限を持ち、技術委員長より検査の指示があった場合は、参加者もしくは代理人が責任を持って、車両の分解および組立を行わなければならない。ただし、関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。
- 6) 車両検査に応じなければならない。
- 7) 上記事項の違反者に対しては大会審査委員会の決定するペナルティが課せられる。

第34条 ピットクルーおよびパドック

- 1) ピット内およびピット前作業エリアで作業できるのは当該クラスに出場しているドライバーとそのピットクルーのみとする。
- 2) ピットクルーの行為については「JAF国内カート競技規則」に基づき、ドライバーに直接統括の責任があるものとする。よって、ピットクルーによる規則の違反で当該ドライバーに対し黒旗を提示することがある。
- 3) パドックエリアにおいて火気および発火物の使用は禁止する。

第35条 審判員

- 1) 「JAF国内競技規則」に基づく審判員の判定事項は、本大会特別規則に関する事項とする。
- 2) 審判員の氏名は、大会公式プログラム、および公式通知に示される。

第4章 抗議に関する事項

第36条 抗議

- 1)「JAF国内カート競技規則」に基づき、抗議は書面にて抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとする。
- 2)① 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は決定直後とする。
② 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。
③ 競技の成績に関する抗議はその発表後30分以内とする。
- 3)抗議料は準国内格式、クローズド格式ともにJAF規定料金21,200円(税込)を支払うこととする。

第5章 成績および賞典に関する事項

第37条 成績決定および賞典

- 1)決勝の順位によって決定する。
- 2)賞典はドライバーに対して贈呈される。
- 3)内容は全クラス次のように定める。

1位	トロフィーもしくはメダル+副賞
2位	トロフィーもしくはメダル+副賞
3位	トロフィーもしくはメダル+副賞
4位	トロフィーもしくはメダル
5位	トロフィーもしくはメダル
6位	トロフィーもしくはメダル

- 4)賞典は決勝出走台数が少ない場合、次のように制限される。
また、出走が4台未満、SLカートミーティングは3台未満の場合は、当該クラスを不成立とする場合がある。

(本特別規則書第9条参照)

3台～4台	2位まで
5台～10台	3位まで
11台～13台	4位まで
14台～16台	5位まで
17台～	6位まで

- 5)賞典の対象は決勝において完走したドライバーに限る。
- 6)賞典は上記のほか、タイムトライアル1位のドライバーに対して、茂木町賞(茂木町協賛品)が贈呈される。

第38条 シリーズ賞

1) シリーズ成立の条件

- ①各クラス年間開催数の50%以上が成立した場合。
- ②シリーズ1レースあたりの平均出場台数が4台以上の場合。

2) シリーズポイント

- ①シリーズポイントは決勝の順位に応じて次のとおり与えられる。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
22pt	18pt	16pt	14pt	12pt	10pt	8pt	6pt	4pt	2pt

- ②各レースでタイムトライアル1位の者には+2ptが与えられる。

- ③各クラス最終戦は1.5倍とする。

よって、タイムトライアル1位のポイントは3ptとなる。

シリーズポイントは全戦の合計ポイントにおいて決定する。

全クラスとも全戦の50%以上に値する数の競技会に参加した場合に選手権ポイントを有効とする。

同ポイントの場合は以下の順で決定する

(1) 上位入賞回数の多い者

(2) ポイント、上位入賞回数とともに同じ場合は、最終戦の成績が上位の者

(3) 最終戦に近いレースでの成績が上位の者

(4) 出場回数が多い者

(5) 上記、(1)～(4)で決まらない場合は組織委員会が決定する。

この決定に抗議することはできない。

- ④決勝出走台数が少ない場合、次のように制限される。

～9台	4位まで
10台～14台	6位まで
15台～19台	8位まで
20台～	10位まで

3) シリーズ賞典

※追加になる場合はブルテンを発行する。

第6章 広告に関する事項

第39条 広告

- 1) ナンバープレートに広告を表示することを認めない。

- 2) 広告については車検(装備品検査)時に取り付けるものとする。

- 3) オーガナイザーは次のものに対し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできない。

- ・公序良俗に反するもの

- ・政治、宗教に関連したもの

第7章 ペナルティに関する事項

第40条 ペナルティ

- 1)大会期間中の違反に対するペナルティは競技長が大会審査委員会に諮って審査委員会によって決定される。大会審査委員会は状況に応じてペナルティを軽減したり強化したりすることができる。
競技中の反則行為については、ドライバーを停止させることなくペナルティを課す場合がある。以下にペナルティの対象となる事例を記す。
 - ①参加受付・公式車検への遅刻
 - ②ブリーフィングへの遅刻・不参加
 - ③走行中の違反、妨害行為
 - ④次に挙げるドライバーサインを怠った者
 - (1)コース上で停止した場合：両手を高く上に上げる
 - (2)ピットイン、ピットアウト：片手を高く上に上げる
 - ⑤定められた方向と逆に走行した者
 - ⑥ショートカットなど規定以外のコースを走行した者
 - ⑦指定された作業エリア以外での作業
 - ⑧ピットインした際に、ピットロードを徐行しなかった者、作業エリアでピットストップしなかった者、作業エリアでピットストップしたものエンジンを停止しなかった者
⇒公式練習およびタイムトライアル時の違反はタイムトライアルのファーストタイム抹消
 - ⇒予選ヒートおよび決勝ヒート時の違反は当該ヒート失格
 - ⑨公式練習およびタイムトライアルを除き、チェックマーク後フィニッシュラインを通過したカートのフロントフェアリングが正しい装着状態でなかった場合はタイムペナルティ⇒5秒加算
ただし、MAX Masters、MAX Lights、Senior MAX、Junior MAX、Mini MAXクラスについては、タイムトライアル終了後に正しい装着位置でなかった場合もタイムペナルティ⇒ファーストタイム抹消
 - ⑩フロントフェアリング装着に関する不正行為⇒レース失格
 - ⑪再車両検査で車両規則違反があったものは、失格とする。
- 2)嘆願書等受付事務手数料
各種事由により嘆願書等を提出する場合、事務手数料5,500円(税込)を大会事務局に支払わなければならない。

第8章 その他の一般事項

第41条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- 1)参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2)大会スポンサーの広告を競技車両に貼り付けさせることができる。
- 3)やむをえない事由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができる。
- 4)全てのエントラント、ドライバー、ピットクルーおよびその参加車両の音声、写真、映像、報道、放送、出版などに関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。

第42条 大会の延期および中止

オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期、中止することができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合、参加料は事務手数料2,200円(税込)を差し引いた金額を返金する。

年間エントリー参加者は年間エントリー料を開催戦数で割った金額から事務手数料2,200円(税込)を差し引いた金額を返金する。ただし保険料(MS共済会会費)は返還されない。

なおエントラント、ドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を有しない。さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限もあわせて保有するものとする。

これに対する抗議は認められない。

第43条 公式通知の発行

本規則書に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則書に生じた必要指示事項は公式通知によって示される。

公式通知は、以下のいずれかの方法によって参加者に通知される。

1) もてぎカートレースホームページに掲載

https://www.mr-motegi.jp/j-kart_m/

2) エントラントもしくはドライバーの住所に郵送

3) 大会事務局に掲出

4) パドックの掲示板に掲出

5) ドライバーズブリーフィングで指示

6) 緊急の場合は場内放送で伝達

第44条 特別規則ブルテンの発行

主催者は年度途中においても特別規則について見直しを行う場合がある。

その内容は、もてぎカートレース特別規則ブルテンで発表される。また、第45条の本規則の解釈についても、統一の解釈をブルテンで発表する場合がある。発表はもてぎカートレースホームページへの掲載で行う。

https://www.mr-motegi.jp/j-kart_m/

第45条 本規則の解釈

本規則ならびに競技の細則に関する疑義については大会事務局宛に質疑申し立てができる。

この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

第46条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は必ずサーキット内医務室の診断を受けなければならない。

受診していない場合、MS共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

1)芳賀赤十字病院

〒321-4317 栃木県真岡市中萩二丁目10番地1

TEL:0570-01-2195

2)済生会宇都宮病院

〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町911-1

TEL:028-626-5500

3)獨協医科大学病院

〒321-0293 栃木県下都賀郡壬生町北小林880

TEL:0282-86-1111

4)自治医科大学附属病院

〒329-0498 栃木県下野市薬師寺3311-1

TEL:0285-44-2111

5)水戸済生会総合病院

〒311-4198 茨城県水戸市双葉台3-3-10

TEL:029-254-5151

6)水戸医療センター

〒311-3193茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280

TEL:029-240-7711

技術規定

第1章 共通規定

第47条 シャシー、エンジン、タイヤおよびレーシングスーツの登録

競技に使用するシャシー、エンジン、タイヤおよびレーシングスーツは車両申告書に登録済みのものとし、下記のとおり登録できる。

クラス	シャシー	エンジン	タイヤ	レーシングスーツ
MAX Masters	1 台 ※2 ※4	2 基 ※3 ※4	ドライ 1セット ウェット 1セット ※1 ※4	2024年以降に JAFまたは CIK-FIAに公認 されたもの
MAX Lights				
Senior MAX				
Junior MAX				
Mini MAX				
FS-125/X30	1 基 ※2 ※4	1 基 ※2 ※4	JAFまたは CIK-FIA に公認された 実績があるもの	JAFまたは CIK-FIA に公認された 実績があるもの
FS-125Junior/X30Jr				
YAMAHA スーパーSS				
YAMAHA SS				
YAMAHA カデットオーブン				

※1 使用できるウェットタイヤは1セットとする。ただし、審査委員会が認めた場合のみ全員がもう1セット使用できる。

- ※2 登録済エンジン/シャシーが故障、破損等した場合は、審査委員会の承認のもと、変更後のヒートのグリッドポジションを最後尾(複数名の場合、申請順による)とすることを条件に1回のみ交換することができる場合がある。
- 申請は主催者指定の申請書に必要事項を記入し、各走行セッション終了後30分以内に大会事務局に提出すること。ただし、FS-125Junior/X30Jrクラスについては、各走行セッションの開始20分前までに大会事務局に提出すること。
- ※3 MAX Masters、MAX Lights、Senior MAX、Junior MAX、Mini MAXクラスについて、他の選手のエンジンをシェアして登録することが認められる。
- ただし、このエンジンシェアを行う場合は、双方の選手またはチームが車両申告書にエンジンシェアする旨を記入の上、公式車検において技術委員に申告すること。
- ※4 ダブルエントリー、トリプルエントリーの場合はシャシー、エンジン、タイヤは複数クラスで重複して登録することはできない。

第48条 カート

全てのクラスにおいて使用するカートは「JAF国内カート競技車両規則」に合致したシャシー/フレームでなければならない。

第49条 タイヤ

- 1) 公式練習時に使用できるタイヤは下表のとおりとする。

クラス	ドライタイヤ	ウェットタイヤ
<u>MAX Masters</u>		
<u>MAX Lights</u>		
<u>Senior MAX</u>	登録した新品タイヤのみ 使用可	登録したタイヤのみ 使用可
<u>Junior MAX</u>		
<u>Mini MAX</u>		
<u>FS-125Junior/X30Jr</u>		
<u>YAMAHA スーパーSS</u>		登録したタイヤのみ使用可
<u>YAMAHA SS</u>		
<u>YAMAHAカデットオープン</u>		
<u>FS-125/X30</u>	登録していないタイヤも使用可	

- 2) タイムトライアルから登録したタイヤを使用しなければならない。
- 3) 不慮のトラブルの場合、技術委員長の承認のもとに1本のみ交換が認められる。
- MAX Masters、MAX Lights、Senior MAX、Junior MAX、Mini MAXクラスにおいて、タイムトライアル走行時にタイヤの不良が出た場合には、技術委員長およびタイヤサプライヤー(EIKO)が了承した場合に限り、新品タイヤへの交換が認められる。ただし、交換申請はタイムトライアル終了後30分以内に限る。

第50条 最低重量

最低重量はクラス別規定に記す。

最低重量を満たすためにバラストを搭載する場合、バラストは全て固形材料を用い、直径最小6mmの少なくとも2本のボルトを用いてシャシーまたはシートに取り付けられなければならない。

第51条 競技ナンバー

- 1) 「JAF 国内カート競技車両規則」に従って前後およびサイドボックス両側面に取り付けること。競技ナンバーはクラス別規定に記される指定色のものを取り付けなければならない。
- なお、全クラスともゼッケンに蛍光色を使用することを禁止する。
- 2) 競技ナンバーは参加申込時に申請すること。ただし、ナンバーが他の選手と重複した場合は、申込順を優先して受け付ける。
- 3) 1番は前年の同クラスシリーズランキング1位の選手のみ使用することができる。

第52条 インレットサイレンサー(吸気消音器)

- 1) CIK-FIA 登録および公認または、公認実績品のインレットサイレンサーを取り付けること。なお、改造は禁止とする。
- 2) 吸入口直径は各インレットサイレンサーの CIK 公認書等に表記される口径とする。
2004年以降のモデルには付属のフィルターを内蔵することを義務付ける。
- 3) 2003年までのモデルの吸入直径は22mm以下とする。2004年以降のモデルの吸入直径は23mm以下とする。許容公差は、「JAF国内カート競技車両規則」に準ずる。
(未加工部品)
- 4) その他はクラス別規定に準ずる。

第53条 フロントパネル

「JAF国内カート競技車両規則」に従ったフロントパネルを取り付けること。

第54条 サイドボックス

「JAF国内カート競技車両規則」に記載の規定に準ずる。

第55条 フロントフェアリング

- 1) 「JAF国内カート競技車両規則」に従ったフロントフェアリングを取り付けること
- 2) 2015-2021、2018-2021、2022-2024、2025-2027のCIK-FIA公認フロントフェアリングキット使用を義務付ける。
- 3) ダミーグリッドへの競技車両進入の際は、必ず進入前に取り付けを完了していなければならない。

第56条 リアバンパー

「JAF国内カート競技車両規則」に従ったものとする。

全クラス、リアプロテクションの装着を義務付ける。なお、リアプロテクションを装着できない場合に限り、堅固な取付構造をなすものであれば、リアオーバーハングが400mmを超えない範囲で、リアプロテクション装着部を延長するバー、カラー等を用いることは許される。

第57条 発信機

- 1) データロガー用の発光器は、指定された場所以外への設置は認めない。
設置場所についてはピットロード出口側のコンクリートウォールの延長線上にあるセーフティエリア(白色の斜線で囲まれたエリア)とする。
- 2) テレメトリーシステムは一切禁止する。

第58条 プラグ

プラグについての改造は一切禁止され、市販状態で使用すること。

第2章 クラス別規定

第59条 FS-125/X30

- 1) エンジン:IAME社国内正規輸入元により輸入されたエンジンシリアル番号が登録された日本仕様のIAME PARILLA X30のみの使用とし、一切の変更、改造は禁止される。
また、全ての部品、取付は工場出荷時の状態から変更は認められない。
- 2) タイヤ:Dライ…DUNLOP SL6
ウエット…DUNLOP SLW2
- 3) 最低重量:155kg
- 4) 競技ナンバー:黄色地に黒文字

- 5) その他は「2026年地方カート選手権FS-125/X30適用車両規則」に準ずる。
- 6) エンジンオイル: 通常市販されている当該年度のCIK-FIA承認オイルのみ使用可能とし、それ以外の添加物の使用は一切認められない。
- 7) 燃料
- ①モビリティリゾートもてぎ 第1パドック内ガソリンスタンドで販売される「ENEOSハイオクガソリン」を使用すること
 - ②ガソリン購入時に「ガソリン販売証明書」を受け取り、車両申告書に貼り付け、車検時に技術委員に提出すること
 - ③「ガソリン販売証明書」は、10ℓ以上購入した場合にのみ発行される
 - ④「ガソリン販売証明書」は、競技会当該週木曜日から日曜日までの間に発行されたもののみ有効とする
 - ⑤燃料には、燃料の性質を変えるような装置を取り付けたり、添加剤を混入してはならない
 - ⑥予告なく燃料の抜き打ち検査を行う場合がある。
検査により違反、失格となつた場合、検査費用の一切をドライバー(未成年者の場合は保護者)が負担するものとする。
 - ⑦主催者は各ヒートに使用した潤滑油のサンプル提出をドライバーに求めることがある

第60条 FS-125Junior/X30Jr

- 1) エンジン:IAME社国内正規輸入元より輸入されたエンジンシリアル番号が登録された日本仕様のIAME PARILLA X30のみの使用とし、一切の変更・改造は禁止される。
また、全ての部品、取付は工場出荷時の状態から変更は認められない。
- 2) リストリクター:IAME社製 X30Jr用 排気リストリクターを使用すること。
部品番号X30125370J (22.7mm)
- 3) タイヤ:Dライ…DUNLOP SL22
ウエット…DUNLOP SLW2
- 4) 最低重量:145kg
- 5) 競技ナンバー:黄色時に黒文字
- 6) その他は「2026年ジュニア選手権ジュニア部門FS-125Junior/X30Jr適用車両規定」に準ずる。
- 7) 燃料
- ①モビリティリゾートもてぎ 第1パドック内ガソリンスタンドで販売される「ENEOSハイオクガソリン」を使用すること
 - ②ガソリン購入時に「ガソリン販売証明書」を受け取り、車両申告書に貼り付け、車検時に技術委員に提出すること
 - ③「ガソリン販売証明書」は、10ℓ以上購入した場合にのみ発行される
 - ④「ガソリン販売証明書」は、競技会当該週木曜日から日曜日までの間に発行されたもののみ有効とする
 - ⑤燃料には、燃料の性質を変えるような装置を取り付けたり、添加剤を混入してはならない
 - ⑥予告なく燃料の抜き打ち検査を行う場合がある。
検査により違反、失格となつた場合、検査費用の一切をドライバー(未成年者の場合は保護者)が負担するものとする。
 - ⑦主催者は各ヒートに使用した潤滑油のサンプル提出をドライバーに求めることがある

第61条 MAX Masters、MAX Lights、Senior MAX、Junior MAX、Mini MAX

1) エンジン：各カテゴリーにて定められたROTAX社製エンジンを使用することとし、詳細は「ROTAX MAX Challenge Technical Regulations 2026」に従う。

2) キャブレター：純正品のデロルトキャブレターXSとし無改造とする。
ただし、メインジェットの交換およびスライドニードルクリップ位置の変更は可能とする。

3) マフラー：純正品とし無改造とする。ただし、消耗による消音装置の部材の交換は可能とする。

4) ラジエーター：純正品とし無改造とする。

取り付け位置はメーカーの指定どおりとする。

不凍液の使用は認められない。

温度を調整するためにラジエーターにテープを貼ることを認める。

ただし、テープが剥がれないように一巻以上巻き付け、出走前車検で確認を受けること。

また、シャッターカバーの取り付けも認められるが、危険な構造であってはならず堅固に固定されていなければならない。

5) MAX Masters、MAX Lightsにおいて、下記車両の参加を認める。

「JAF国内カート競技車両規則」

上記規定においてブレーキを手動で操作する車両。

「JAF国内カート競技車両規則」

上記規定においてアクセルレーターを手動で操作する車両。

6) 最低重量

MAX Masters : 165kg ※60歳以上160Kg

MAX Lights : 160kg

Senior MAX : 160kg

Junior MAX : 145kg

Mini MAX : 115kg

7) 競技ナンバー：黄色地に黒文字

※Senior MAXとMAX Mastersが混走になった場合、MAX Mastersのみ赤地に白文字

8) タイヤ

Senior MAX : ドライ… MOJO D5
ウエット… MOJO W5

MAX Lights : ドライ… MOJO D1
ウエット… MOJO W5

MAX Masters、Junior MAX : ドライ… MOJO D2
ウエット… MOJO W5

Mini MAX : ドライ… MOJO C2
ウエット… MOJO CW

9) その他は「ROTAX MAX Challenge Technical Regulations 2026」に準ずる。

10) 燃料

①モビリティリゾートもてぎ第1パドック内ガソリンスタンドで販売され「ENEOSハイオクガソリン」を使用すること。

②ガソリン購入時に「ガソリン販売証明書」を受け取り、車両申告書に貼り付け、車検時に技術委員に提出すること。

③「ガソリン販売証明書」は、10ℓ以上購入した場合にのみ発行される。

④「ガソリン販売証明書」は、競技会当該週木曜日から日曜日までの間に発行されたもののみ有効とする。

⑤燃料には、燃料の性質を変えるような装置を取り付けたり、添加剤を混入してはならない。

- ⑥予告なく燃料の抜き打ち検査を行う場合がある。
検査により違反、失格となった場合、検査費用の一切をドライバー(未成年者の場合は保護者が)が負担するものとする。
⑦主催者は各ヒートに使用した潤滑油のサンプル提出をドライバーに求めることがある。

第62条 YAMAHA スーパーSS、YAMAHA SS、YAMAHA カデットオープン

1)エンジン

日本国内仕様 KT100SEC

2)タイヤ

YAMAHA スーパーSS、YAMAHA SS : ドライ… DUNLOP SL22

ウエット… DUNLOP SLW2

YAMAHA カデットオープン : ドライ… DUNLOP SLJ

ウエット… DUNLOP SLW2

3)最低重量

YAMAHA スーパーSS 153kg

YAMAHA SS 145kg

YAMAHA カデットオープン 110kg

4)競技ナンバー: 黄色地に黒文字

※ 共通、クラス別規定に記載されている以外の規定については

「2026 SLカートミーティング競技・車両規則」に準ずる。

※ 年度途中にSLカートスポーツ機構(SLO)より変更等が発表された場合、その内容に準ずる。

5)燃料

①モビリティリゾートもてぎ 第1パドック内ガソリンスタンドで販売される「ENEOSハイオクガソリン」を使用すること

②ガソリン購入時に「ガソリン販売証明書」を受け取り、車両申告書に貼り付け、車検時に技術委員に提出すること

③「ガソリン販売証明書」は、10ℓ以上購入した場合にのみ発行される

④「ガソリン販売証明書」は、競技会当該週木曜日から日曜日までの間に発行されたもののみ有効とする

⑤燃料には、燃料の性質を変えるような装置を取り付けたり、添加剤を混入してはならない

⑥予告なく燃料の抜き打ち検査を行う場合がある。

検査により違反、失格となった場合、検査費用の一切をドライバー(未成年者の場合は保護者が)が負担するものとする。

⑦主催者は各ヒートに使用した潤滑油のサンプル提出をドライバーに求めることがある

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサークット内において急激かつ偶然な外来の事故(以下『事故』という)によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	<p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。</p> <p>①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非親血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	<p>入院中の手術の場合 100,000円</p> <p>外来で受けた手術の場合 25,000円</p>
通院保険金	<p>事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはできません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頸部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的に他覚症状のないものなどに対するは、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したもので、詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

- (1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)
- (2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないと、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

- もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。
- なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧いただか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフフィングサービス
〒510-0201 三重県鈴鹿市稻生町7992
TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)
FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

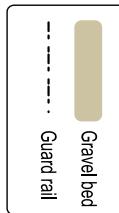
損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社
TEL: 059-226-5161 FAX: 059-226-5165 (営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

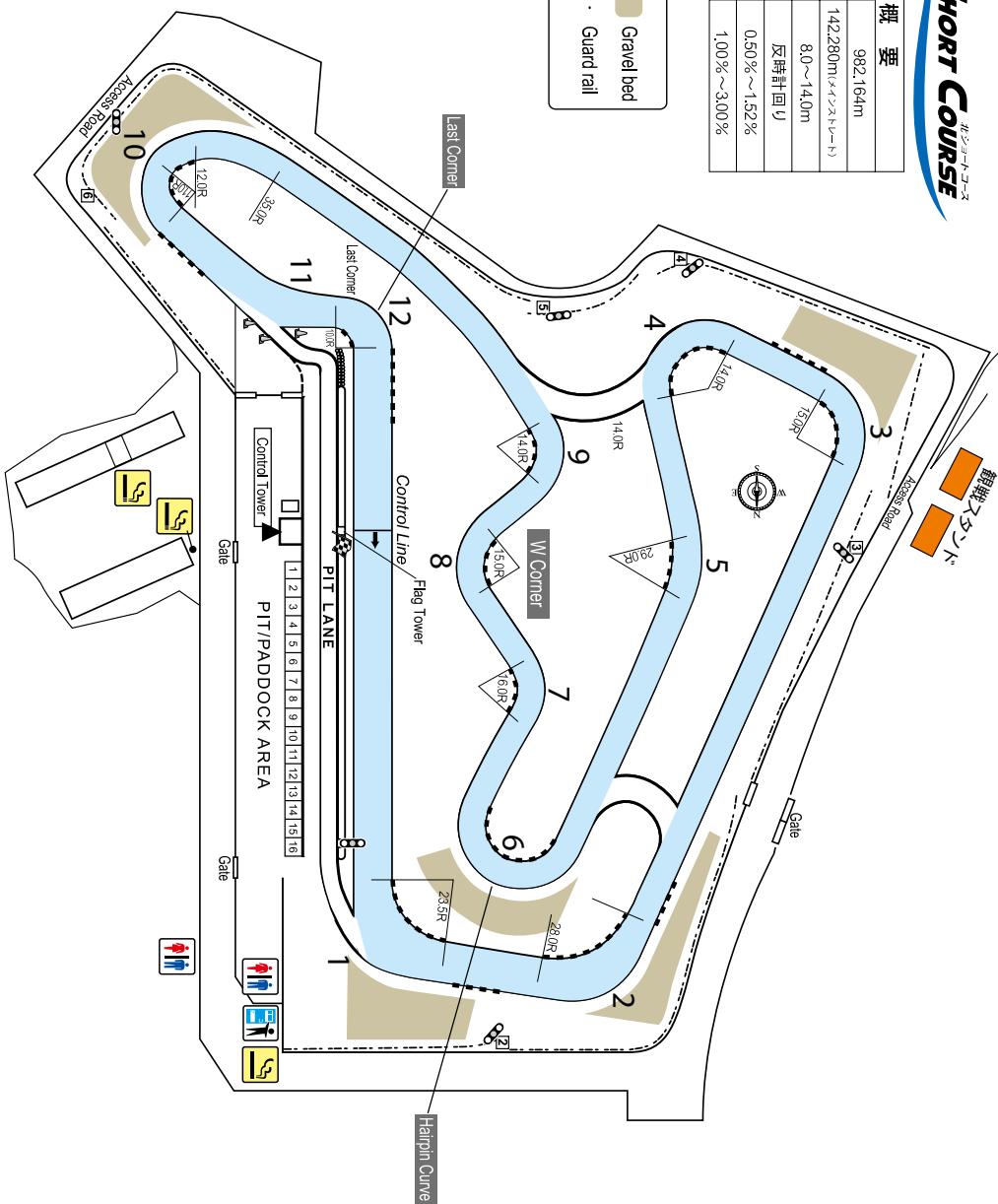
損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一課
TEL:052-953-3911 FAX:042-497-5847 (営業時間平日9:00~17:00)

NORTH Short Course

銀座マインク
Racing Track



概要	
全長距離	982.164m
最大直線長	142.280m(ストレート)
コース幅員	8.0~14.0m
周回方向	反時計回り
縦断勾配	0.50%~1.52%
横断勾配	1.00%~3.00%



2027年 MCoM スカラシップ対象について

モビリティリゾートもてぎ スカラシップ制度とは?

2輪の「もてぎショートコース選手権」、カートの「もてぎカートレース」、4輪の「もてぎチャンピオンカップレース」を対象に、モビリティリゾートもてぎをホームコースとする有望な若手ライダー、ドライバーの育成と、モータースポーツの活性化を目的とした選手サポートシステムです。ビッグステージを目指す若者たちをモビリティリゾートもてぎが強力にバックアップします。下記の参加条件を満たしていれば、君にもチャンスが!!スカラシップ獲得を目指して、レースに参加しよう!

選考条件



もてぎカートレース

対象クラス

FS-125/X30,X30Jr,Junior MAX,YAMAHA SS,YAMAHAカデットオープン,Mini MAX

クラス	基 準
FS-125/X30	シリーズランキング上位6位以内で 年齢18歳以下の最上位選手
X30Jr	シリーズチャンピオン
Junior MAX	シリーズチャンピオン
YAMAHA SS	シリーズランキング上位6位以内で 年齢18歳以下の最上位選手
YAMAHA カデットオープン	シリーズチャンピオン
Mini MAX	シリーズチャンピオン

スカラシップ特典



- ・2027年1月1日(金・祝)～2027年12月31日(金)までのモビリティリゾートもてぎスポーツ走行料無料
- ・2027年MCoM会員年会費無料
- ・2027年もてぎ・鈴鹿(MS)共済会年会費無料

◆詳しくは、下記までお問い合わせください。

モビリティリゾートもてぎ MCoM事務局内「スカラシップ」係

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1 TEL:0285-64-0200(受付時間 10:00～16:00)